記者会見資料
2025 年６月２日
須坂市総務部政策推進課

ふるさと納税返礼品における産地偽装問題における経過について
（５月 12 日　記者会見以降）

月日	内容
2025 年５月 14 日	総務省による聞き取り。
2025 年５月 16 日	市のふるさと納税の返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていた事案について長野県へ報告。（詳細は別紙１のとおり）
2025 年５月 30 日	新たな中間事業者と契約。（ヤマト運輸㈱　長野主管支店）

ふるさと納税返礼品における産地偽装問題における今後の取り組みについて

月日（予定）	内容
2025 年６月３日	第三者委員会の開催（非公開）

その他
・ふるさと応援寄附金における中間業務委託の過払について
　中間業務委託として支払った額が、過払であったことが判明し請求を行った。相手方は支払いに応じ、市へ支払いを行った。詳細は別紙２のとおり。

別紙１

須坂市のふるさと納税の返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていた事案について

１　総務省への申請内容と実態の相違について

(1) Ａ事業者（加工品（肉類)、たれ）

返礼品の加工品（肉類）やたれについては地場産品基準３号類型※として申請していたが、申請区分が実態と相違していた。

(2) Ｂ事業者（ぶどう）

返礼品の巨峰、シャインマスカットについては地場産品基準の１号類型※として申請していたが、隣接する高山村産の混在の可能性があることが判明した。

（参考－地場産品基準）

※地場産品基準１号類型・・・須坂市内で生産されたものであること

地場産品基準３号類型・・・須坂市内において、返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うこと

２ 当該返礼品の年度別寄附件数及び寄附額

ア　Ａ事業者（加工品（肉類)、たれ）

年度	返礼品目	件数	金額
2020 年 10 月 1 日	加工品（肉類）	52 件	537,000 円
～2021 年９月 30 日	たれ	1 件	5,000 円
2021 年 10 月 1 日	加工品（肉類）	123 件	1,863,000 円
～2022 年９月 30 日	たれ	10 件	50,000 円
2022 年 10 月 1 日	加工品（肉類）	195 件	2,349,000 円
～2023 年９月 30 日	たれ	５件	25,000 円
2023 年 10 月 1 日	加工品（肉類）	130 件	1,900,000 円
～2024 年９月 30 日	たれ	４件	20,000 円
2024 年 10 月 1 日	加工品（肉類）	90 件	1,032,000 円
～2025 年９月 30 日	たれ	５件	25,000 円
合計	総計	615 件	7,806,000 円

イ　Ｂ事業者（ぶどう）

年度	返礼品目	件数	金額
2019年10月1日 ～2020年９月30日	種無し巨峰	300件	3,000,000円
2020年10月1日 ～2021年９月30日	シャインマスカット	30件	600,000円
	種無し巨峰	300件	3,000,000円
2021年10月1日 ～2022年９月30日	種無し巨峰	300件	4,500,000円
2022年10月1日 ～2023年９月30日	シャインマスカット	38件	760,000円
	種無し巨峰	200件	3,000,000円
2023年10月1日 ～2024年９月30日	シャインマスカット	８件	176,000円
	種無し巨峰	200件	3,116,000円
2024年10月1日 ～2025年３月31日	シャインマスカット	４件	88,000円
	種無し巨峰	196件	4,236,000円
	ナガノパープル	９件	236,000円
合計	総計	1,585件	22,712,000円

３　本事案への対応

(1) 方針

寄附金は３月10日に受入を停止している。また、実態が判明後、速やかに該当の返礼品の発送を停止している。

Ａ事業者の返礼品は、地場産品基準の３号類型に該当しないと判断し、今後、返礼品の発送は行わない。また、Ｂ事業者に対しては、地場産品基準の１号類型に適合する返礼品の発送を行うよう指導を徹底していく。

(2) 先行予約者への対応

ア　Ａ事業者の返礼品（２件）

３号で承認を得ているが、３号に適合しないため、出荷は行わない。

代替品（他の返礼品）を選んでもらう。

イ　Ｂ事業者の返礼品（209件）

１号で承認を得ているため１号（須坂市のもの）で出荷をしてもらう。

４　再発防止策

(1) 市における事務処理の徹底等の取組

地場産品基準の理解を徹底するとともに、必ず職員複数人で確認を行う。

(2) 返礼品提供事業者に対する取組

ア　全返礼品提供事業者に対して現地確認及びヒアリング調査を実施し、地場産品基準に該当するか確認する。

別紙２

ふるさと応援寄付金における中間業務委託の過払について

1，　過払いが発生した原因

・同じ寄附者が同時に寄附を複数行った場合の寄附金額の計算方法に誤りがあった。

（計算方法のベース）

寄付金額×委託料率×消費税＝委託料

（同じ寄附者が同時に寄附を複数行った場合の寄附金額の算出方法）

（正）

寄附者	回数	寄付金額
A	1	10,000
	2	10,000
	3	10,000
	4	10,000
	5	10,000
算出の基礎となる寄附金額		50,000

（誤）

寄附者	回数	寄付金額
A	1	50,000
	2	50,000
	3	50,000
	4	50,000
	5	50,000
算出の基礎となる寄附金額		250,000

2，　過払いが発生した期間

・2023 年 3 月～2024 年3月

※2024 年度は清算済。

3，　過払いの額（令和7年度　補正予算第2号に返還金として計上）

・2023 年 3 月～2024 年 3 月　　合計 15,811,638 円（5月 13 日に入金済）